

1 大会実施時の感染防止策

(1) 感染源、感染経路の把握と管理

- ①各専門部は、発熱・倦怠感・咳・咽頭痛・息苦しい等の諸症状や臭覚・味覚の異常などがある選手や引率者等を大会に参加させないことを徹底する。
- ②各専門部は、大会当日受付時等に、体調チェックシート（選手・引率・競技役員・報道関係者等用）様式1-①・③、大会開催に係るチェックリスト（応援保護者等）様式1-②の提出を求め、選手や引率者等の体調を確認するとともに、大会中、選手や引率者等に体調不良がある場合は大会本部に申し出るよう場内アナウンスや監督者会議などで促す。
- ③引率者等は、集合時・更衣後・ウォーミングアップ終了後・試合前後・昼食時・解散時等、こまめに選手の体調不良の有無を確認する声かけを行うなど、集合時から解散時まで選手の健康観察を徹底する。
- ④各専門部及び引率者等は、大会中に選手の体調不良を確認した場合、大会救護係や医療機関及び保護者等と連携し、当該選手の体調を確認するとともに、安全に帰宅させるなどの対策を講じる。また、体調不良者を一時的に休ませる必要がある場合には他者と接しない個室等で休ませることとし、大会本部はこれに必要なスペースを事前に準備しておく。スペースの確保に関しては施設管理者と事前に確認しておく。
- ⑤各専門部は無観客での大会実施や観客の入場制限を行う場合、事前に周知し、当日も会場入り口などにその旨の掲示などを行う。その際は受付を設置し、入場を規制する。
- ⑥原則、外部審判員は派遣依頼をしない。但し、競技運営上必要な場合は必要最小限の人数とし、委嘱状送付に合わせて健康チェックシート（様式1-③）も添付し、当日、健康チェックシートの提出を求める。また、大会終了後、1ヶ月程度大会本部が保管し、期間経過後、責任を持って破棄する。

(2) 感染防止のための3つの基本の徹底

① 身体的距離の確保

- 原則開閉会式は実施しない。但し、表彰式等については、3密にならない対策を講じ、実施してもよい。
- 各専門部は、監督者会議等を実施する場合、人と人との間隔が、1m～2m程度空くように工夫する。
- 引率者等は、集合時・待機中・休憩中及び食事中などにおいて、選手同士の間隔が、できるだけ1m～2m程度空くように指導する。
- 各専門部及び指導者等は、試合前後の挨拶等は簡略化し、対戦相手や審判等との握手、試合前の選手間での円陣、ハイタッチ等の実施を制限する。また、競技の特性上必要な用具の確認等については各競技ごとに工夫するなど、必要な感染予防策を講じる。

② マスクの着用

- 各専門部は、選手・引率者等及び大会関係者にマスクを準備させ、大会中は、競技実施時及び食事等を除いて、基本的にマスクを着用し、咳エチケットを徹底するよう指示をする。但し、競技中や気候の状況により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した

場合は、マスクを外すなど柔軟に対応できるようにする。その際、不必要な会話や発声を行わず、他の生徒との距離を2 m以上確保するよう指導する。

○マスクを着用して運動を行う場合には、同じ運動であっても、身体へ高い負荷がかかり、低酸素症や熱中症などのリスクが高まるため、引率者等は、会場の気温や湿度に注意しながら、選手の健康観察を行うとともに、こまめに給水させる。その際、自分専用のボトル等を準備させる。

③手洗い・消毒等の徹底

○各専門部は、選手、引率者等及び大会関係者が、こまめに手洗いを行えるよう、利用する施設と連携し、手洗い場に十分な量の石けん等を設置するとともに、場内アナウンス等で選手や引率者の手洗いを促す。

○各専門部は、手洗い場等に「手洗いは30秒以上」の掲示をする。来場者には事前に手洗いで手を拭くための「マイタオル」を持参させる。

○大会参加者は、集合時・更衣後・ウォーミングアップ終了後、試合前後・昼食前後・解散時等、こまめに流水と石けんでの手洗いを徹底する。

○各専門部は可能な限り、会場の出入り口付近など複数箇所に手指消毒液を設置する。

○各専門部はトイレやドアノブ、手すりなどをこまめに消毒する体制を整え、消毒を実施する。

○各専門部は、飲みきれなかった飲料等を自宅に持ち帰り処分するよう、選手等に周知する。

(3) 3つの「密」(密閉空間・密集場所・密接場面)の回避

①入場可能人数(範囲)については、利用する会場や施設の状況、各専門部の選手数を考慮し判断する。

②各専門部は、更衣室で選手が密集しないよう、一度に利用できる人数を制限し明示する。また、更衣室内に選手同士に間隔が1 m～2 m程度空くよう目印テープを貼付するとともに、更衣室の換気扇を常時運転したり、換気用の小窓を開けたりするなど、換気に配慮する。

③各専門部は、屋内で実施する競技において、会場内で人が密集しないよう、1度に会場に入れる人数や学校数等を制限する工夫をする。

※入場可能人数の50%以内での実施が原則。

※試合時間に合わせた会場入りや試合終了後の速やかな会場からの退出等について、場内アナウンス等で周知・徹底する。

④試合時間を待つ選手やチームがいる場合は、可能な限り(屋外等)風通しのよい場所で待機するよう、事前に待機場所を設定しておく。

⑤各専門部は、屋内で実施する競技においては可能な限り、窓を開放した状態で試合を行う。競技の特性により、窓の常時開放が難しい場合でも、1時間に2～3回程度、会場のドアや窓を開け、換気を行うなどの工夫を行う。その際、会場の窓等の解放が困難な場合は、利用する施設と連携し換気設備を適切に運転する。この場合においても、1時間に2～3回程度、会場入り口等を開け換気を行うなどの工夫をする。

⑥各専門部及び引率者等は、試合会場のベンチや食事をする場所について、できるだけ1 m～2 m程度空くよう、選手同士の間隔を取らせ、対面を避け、会話を控えるようにする。

⑦保護者等の応援を認める場合には、保護者同士の間隔を1 m～2 m程度確保するよう周知する。また、あらかじめ応援席等のスペースに目印を置く等の対応をとる。

- ⑧チームでまとまって会場へ移動する場合は、引率者等は、バス等の車内が、密閉空間とならないよう、運転手と連携し定期的に換気をしたり、1台に乗車する人数を減らしたりするなどの工夫をする。
- ⑨参加者は、試合前の練習場所や更衣室等、また食事や集団での移動の際の3密（密閉・密集・密接）を避ける。

(4) 安全な活動環境の確保

① 会場、用具、器具等の管理の徹底

○社会体育施設を利用して大会を実施する場合は、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）に則り、感染拡大予防対策について、各専門部が、事前に施設と打合せを行う。

② 宿舎の衛生管理及び対応

○宿舎の衛生管理及びその対応については、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合と県中体連事務局で調整を行う。

③ 専門部は、各競技特性に応じた、適切な感染予防策を講じる。

④ 大会期間中、体調不良や救急搬送等の事態が発生し、保護者の意向聴取や速やかな対応を求められることも考えられるため、大会開催に係るチェックリスト「様式1-②」を記入の上、来場ごとに大会受付に提出する。

2 新型コロナウイルス感染症発生（疑い）時の対応

※具体的な対応については、COVID-19 感染拡大防止ガイドラインの生徒・教職員等の状況別対応一覧（表1・2・3）を参照する。

(1) 大会参加前に参加予定校において感染者等が発生した場合

※当該校や大会運営側の対応については、COVID-19 感染拡大防止ガイドラインを参照する。

(2) 大会期間中に発症の疑い（発熱や体調不良などを含む）があった場合

① 検温を実施する。

※原則として当該選手の引率者等が行う。

② 各専門部は、体調不良者の同学校の選手・関係者の健康観察を行う。

③ 各専門部は、体調不良者が待機（観戦など）していた場所の周囲にいる生徒等の待機場所を移動させる措置をとる。

④ 一時的に休憩が必要な場合や保護者に引き渡すまでに時間がかかる場合には、他者と接しない個室等で休ませる。

※別室で休ませる場合は、当該選手の引率者等が行う。

（救護係が試合会場を長時間離れることを防ぐため）

⑤ 症状が芳しくない場合は、専門部が引率者、保護者に連絡を取り、帰宅を促し、医療機関での受診を勧める。発熱がある場合は「主治医に連絡し、受診する。」「発熱外来に連絡し、指示を受ける。」など具体的な保護者の意向を確認し、引き渡す。

⑥ 医療機関への搬送があった場合は、県専門部会長は第1報を県中体連事務局へ入れる。また、その後の経過についても連絡・報告（県中体連HP：疾病等報告書を活用）する。

⑦新型コロナウイルス感染症の発症が確認された段階で、感染拡大を防ぐ意味で出場停止扱いとする。

詳細は COVID-19 感染拡大防止ガイドラインの生徒・教職員等の状況別対応一覧（表 1）に準ずる。

⑧発症した選手のその後の対応は、所属する学校が行う。

⑨発症した選手（または所属するチーム）と対戦した選手（チーム）への連絡等は、県中体連事務局が関係機関と調整の上行う。また、大会期間中の対応については、COVID-19 感染拡大防止ガイドラインの生徒・教職員等の状況別対応一覧（表 2・3）を参照する。

⑩大会運営に関わる機関への連絡は、県中体連事務局が行う。

⑪各専門部は、医療機関への搬送等の有無に関わらず、体調不良者が受付時に提出した健康チェックシート様式 1-①の所在を確認し、すぐに情報提供できるよう整えておく。

※その他、様々な場合においては地方公共団体・市町村教育委員会の指示に従うこと。

(3) 大会終了後に感染等が確認された場合等

※この場合には「感染した場合」「濃厚接触者に特定された場合」「感染の恐れがある場合」がまれる。（定義については、COVID-19 感染拡大防止ガイドラインの生徒・教職員等の状況別対応一覧（表 1）を参照する。）

※大会終了後 2 週間までは、参加校全てで健康観察を継続することを前提とする。

①該当選手への対応は所属校が行う。

②大会終了後 2 週間以内に、新型コロナウイルス感染症への発症等が確認された場合は、当該選手の所属長は、第 1 報を県中体連事務局へ入れる。

③県中体連事務局は、当該選手の参加した大会開催地区中体連事務局並びに専門部会長に速やかに連絡を入れる。

④開催地区中体連事務局は、当該選手の健康チェックシート（様式 1-①）、大会参加時の組み合わせ（対戦相手等がわかるもの）、その他該当選手の当日の動きに関して把握できる記録等を整え、情報提供の要請に応えられるよう準備をする。

⑤県中体連事務局は、県教委とも連絡をとり、助言を受ける。

⑥その他必要に応じて関係機関と情報共有し、感染拡大防止に努める。

※上記(1)～(3)の対応は、大会初日より 2 週間前から大会終了 2 週間までの対応とする。

その後の対応については、該当選手の所属校において行うものとする。

※本項に該当する状況が発生した際の、個人情報については厳重に管理すること。また、感染者となった生徒の所属する部活動顧問においては、所属長に必ず相談した上、関係機関（開催地区中体連事務局）に相談・報告すること。

※開催地区中体連事務局は、新型コロナウイルス感染等を起因する出場停止措置（COVID-19 感染拡大防止ガイドラインの生徒・教職員等の状況別対応一覧表 1）があった場合に、その選手（チーム）の欠場理由について十分配慮して伝達すること。

例) 学校の事情により、体調不良により 等

3 宿泊について

(1) 宿泊をしないと参加が困難な学校は、適切な危機管理対応（感染症・自然災害等）を確保するため、必ず大会事務局指定業者に宿泊申込書をFAX送信して申し込みを行う。

(2) 衛生管理等詳細については、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合と県中体連事務局で調整を行う。

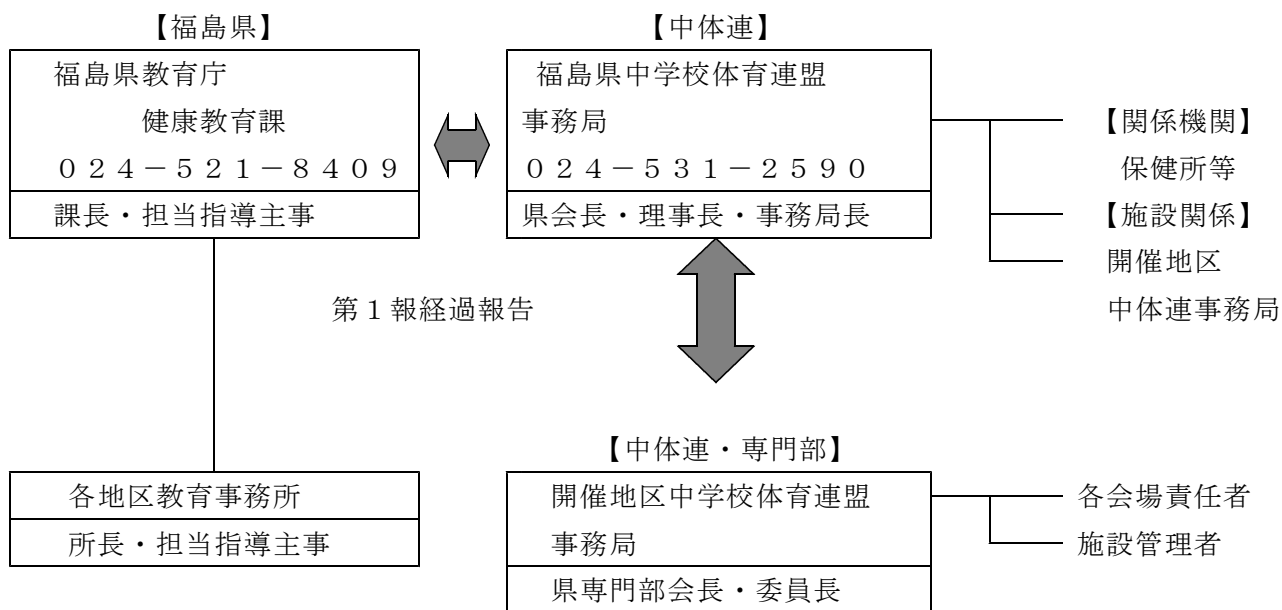
4 大会中止となった場合の参加料の取り扱い

(1) 参加料は原則返金とする。但し場合によっては一部返金、または返金しない可能性もある。

(2) 大会開催準備に係る経費等で既に支出がある場合は、その経費を算出し、差額分を参加校へ返金する。

5 連絡体制

(1) 連絡系統



(2) 報道対応 報道に関しての窓口は原則として県中体連事務局とする。

① 同日に複数会場で感染（疑い）が発生した場合は、開催地区中体連事務局が対応する。また、開催地区中体連会長は県中体連会長に速やかに連絡をする。

② 県中体連事務局は、県教委へ連絡報告し、助言の下対応を進める。

③ 開催地区中体連事務局は正確な情報収集と情報提供を行う。